

水道事業から御説明いたしますと、水道事業は各市町村が主に経営をする水道でございまして、末端のユーザーに水を供給する水道でございます。規模に応じて上水道事業、簡易専用水道ということになってございます。上水道が給水人口が5,001人以上、簡易水道が給水人口が101人から5,000人までということで、次の事業数と給水人口のところをごらんいただきますと、上水道事業が約2,000で日本の国民の91%に供給をしております。一方で、簡易水道は約9,000あるわけですが、5%の国民の方々に水を配っている。全体で約1万1,000水道があるということで、全国の市町村は約3,200あるわけでありましたが、その3倍ほど水道事業の数があるということでございます。

次の水道用水供給事業は、主に広域的な観点から水源開発を行いまして、各水道事業体に水を卸し売るというものでございます。全国で100余りございます。

専用水道というのは、主に自家用水道の大規模なものというものでございまして、3,700ほどございます。

貯水槽水道は、主に水道事業から水を受けるというような形で、貯水槽以下の水道を規定してございまして、簡易専用水道と小規模貯水槽水道ということで、これもさまざまな形で管理が問題視されているというものでございまして、所要の制度上の手当も進んでございます。

3ページをごらんいただきますと「水道法に基づく規制」とございます。簡単に御説明いたしますと、先ほどの小売りの水道事業、卸売りの水道用水供給事業につきましては、規模の大きなもの、全国で約500弱でございますが、これは国が直接事業認可等の指導監督を行っております。これ以外の規模の小さなものは、自治事務として都道府県知事が指導監督を行ってございます。

2つ目の「・」でございますが、供給される水の水質上の基準ということで水質基準が決められております。また、施設の面からは施設基準が決められております。

3番目の「・」でございますが、規模の小さい水道と同様に、先ほどの専用水道あるいは簡易専用水道に対しましては、都道府県が指導監督を行ってございます。

「(2)」でございますが「水道の課題」でございます。先ほどの地震・渇水対策、水源の水質汚濁対策などか課題でございます。老朽化の問題、多くの事業体が技術上、財政上の困難に直面しているという課題でございます。

2つ目の「・」でありますが、96.6%ということで本格的な維持管理の時代というものでございます。計画的な更新とともに、大規模な渇水、震災などを教訓として水道施設の

質的向上が必要になってございます。

クリプトスボリジウムなどの耐塩素性微生物の問題、また、内分泌かく乱物質などの新たな物質による問題が提起されております。

下から 2 つ目の「・」であります、水道事業体の数が非常に多い。大半が経営基盤が脆弱だということでございまして、施設管理の一体化、事業の広域化による経営基盤の強化が課題でございます。

全国に 90 万件ある貯水槽水道の管理も課題になってございます。

次のページをごらんいただきますと、昨年、水道法が改正されまして、新しい制度が幾つか導入をされてございます。5 ページの図をごらんいただきますと、水道法の改正の背景から改正のポイントまでこの図で示してございます。

まず、改正の方向でございますが、水道事業者はいろいろな課題に直面しているわけでございますが、水道事業者の取り得るオプションを増そうということで、水道事業体のそれぞれの実情に応じて適切な管理体制が講じられるように措置をするという方向でございます。安心で信頼できる水道に応えるための施策の充実が 2 つ目の方向性でございます。

左の方で、水道を経由した感染が問題となっているということでございまして、右の方を見ていただきますと、利用者の方々の不安感、不信感が水道に対して増大しているということでございます。

管理の問題を見ますと、中小の水道事業体では適切な施設管理とか水質管理は難しくなってきてているということでございます。

下に、改正の内容ということで 5 つのポイントが出ておりますが、一番左をごらんいただきますと、水道事業における業務委託の基準、それと、受託者の責任の明確化。水道の技術的な管理について、しっかりした第三者に委託するという制度を新たに設けました。

2 番目でございますが、水道を広域化するために水道事業の統合に係る手続を簡素化いたしました。

小規模な水道の中で専用水道という御説明を申し上げましたが、専用水道は専ら居住者に水を供給するものでございますが、居住者以外の一般の方々に水を供給するもので同じような規模の水道がございますので、それを新しい概念として専用水道に追加したということでございます。

右から 2 つ目の下でございますけれども、貯水槽水道に関する責任の所在、水道事業体と設置者との関係についても明確化をいたしました。

水道の利用者の皆様に対する情報提供が必ずしも十分でないということがございまして、利用者への情報提供の義務付けも規定をさせていただいたわけであります。

これが、新しい水道法の改正の主なポイントでございます。

説明は以上でございます。

○眞柄部会長 ありがとうございました。

ただいま、特に最近改正されました水道法の概要も含めて御説明いただきましたが、何か御質問や御意見などございましたら、どうぞお出しください。よろしゅうございますか。

それでは、本日の主たる議題であります諮問について進みたいと思います。最初に、事務局から説明を伺いますが、資料5と資料6は関連しておりますので、一括して説明をしてください。

○岸部水道水質管理官 水質を担当しております岸部でございます。資料5と資料6につきまして、御説明申し上げます。

その前に、審議会長から部会長あての付議書が届きましたので、部会長の許可を得まして、事務局より配らせていただきます。

それでは、早速資料5、資料6の説明をさせていただきます。

まず、資料5につきまして、諮問書を読み上げさせていただきたいと思います。

(資料5「諮問書」朗読)

○岸部水道水質管理官 以上のとおり、7月24日付で諮問をさせていただきました。今、お配りしましたとおり、この諮問については、審議会長より本部会に付議をされております。

続きまして、資料5の3ページ、諮問説明資料に従い、諮問につきまして、もう少し詳しく御説明申し上げます。

まず「趣旨・背景」でございますけれども、先ほどの繰り返しにもなりますが、水質基準につきましては、昭和33年以来逐次改正をしてまいりまして、平成4年の改正におきましては、46項目へ基準項目を拡大し、水質管理の充実強化を図ったところでございます。現状におきましては、参考資料2にありますとおり、水道法第4条に基づく水質基準としまして、46の項目が設定されております。

また、これは省令による基準ではございませんけれども、行政指導という形で快適水質項目13項目、それから、監視項目35項目、更にはゴルフ場で使用される農薬についても

水質目標値 26 項目を定めているところでございます。

その上で、前回の平成 4 年の改正から 10 年を経過してみると、まず、平成 4 年当時に問題になりましたトリハロメタンの問題に変わりまして、臭素酸あるいはハロゲン化酢酸など新たな消毒副生成物の問題が提起されております。

それから、近代水道の発展の歴史をひもとくまでもなく、水道の役割として水系の感染症の予防というものが期待されているわけですが、そのために私どもは水道の最終処理として、塩素による消毒処理をやっているわけでございます。しかしながら、最近、先ほどの説明でもありましたけれども、耐塩素性の微生物、クリプトスボリジウムなどによる問題が提起されております。また、内分泌かく乱物質やダイオキシン類などの問題も提起されております。

更に、世界保健機関、WHO、において、飲料水水質ガイドラインの 10 年ぶりの改訂作業が進められておりまして、来年の 2 月には改訂されるというふうに聞いております。このようなことから、水質基準を全般的に見直そうと考えたものでございます。

一方、規制改革あるいは公益法人改革の中で、水道水質管理の分野においても、規制改革、合理的、効率的な在り方が求められております。こういったことから、今回諮問させていただいたものでございます。

4 ページに、今回御審議いただきたい点として 3 点整理させていただきました。

1 点目は、再々御説明申し上げておりますけれども、水道法第 4 条に基づく水質基準の在り方についてということで、10 年ぶりの見直しをしたいということで御審議いただきたいということあります。

それから、2 点目といたしまして、これは参考資料 8 に関係資料をつけてございますけれども、本年の 3 月に閣議決定されました規制改革 3 カ年推進計画、この中で水質検査をもう少し合理的・効果的にやれる方法を検討しなさいということが決定されております。それに関しまして、私ども水質検査計画の制度化ということで検討を進めてまいりました。そういうことから、こういった規制改革 3 カ年推進計画に対応するために、水質検査計画の制度化等について御審議いただきたいと思います。

それから、3 点目といたしまして、公益法人に対する行政関与の在り方の改革実施計画への対応でございます。これも本年 3 月閣議決定された計画でございますけれども、この中で、水道水質の検査を行う機関、私ども通称 20 条機関と言っておりますが、それから、簡易専用水道の管理状況の検査を行う機関、私ども通称 34 条機関と呼んでおりますが、

こういった機関を現在は水道法に基づきまして厚生労働大臣が指定する指定制度になっておりますが、こういった指定制度は行政の裁量の余地が大きいというようなことで、規制改革の流れの中で行政の裁量を極力少なくするということで、登録制度にするということが決定されております。このため、現在の指定制度から登録制度に移行するに当たって、どのような点を考えたらいいかということを御審議いただきたいということでございます。

以上、この3点について御審議いただき、答申をいただければというふうに思っております。

続きまして「審議の進め方」ということで、事務方といたしましてはこういった形で進めていただければ、ということで案をつくらせていただきました。全体的な作業スケジュールは下の参考を見ていただきたいと思いますが、もちろん、これはあくまで目安で、審議の状況によってこれにこだわるものではありませんが、私ども事務方としては、こういったスケジュールで審議をお願いできれば、というようなことでございます。

まず、本日でございますけれども、諮問のための部会を開催させていただきました。

次に、後ほど御説明いたしますが、具体的な審議を本部会の下に設置する水質管理専門委員会で審議をしていただいたらどうか、ということでございます。なお、本年11月にはWHOの改訂ガイドライン案が公表される予定でございます。

次に、専門委員会の審議経過につきましては、本年12月、本部会に中間報告をさせていただいたらどうかということでございます。

来年2月になると、WHOの新しいガイドラインが策定されますので、それを踏まえつつ来年3月ないし4月には専門委員会報告案を取りまとめ、パブリック・コメント手続を経て専門委員会報告として取りまとめていただければ、と考えております。

その上で、その専門委員会報告をもとに本部会において審議いただきまして、答申いただければ、というふうに考えております。

審議の進め方でございますけれども、今、申し上げましたとおり、審議内容が非常に専門にわたる、それから、非常に多岐にわたるということでございます。実際、御説明しましたような水質基準あるいは行政指導ベースの水質目標、100近い項目がございます。それから、新たな物質についても検討しなければいけないというようなことで、部会の御了承を得て水質管理専門委員会を設置し、そこで具体的な検討を進めていただいたらいかがかということでございます。

その専門委員会報告を本部会に上げていただいて、その上で部会で審議をいただくとい

うことでございます。

続きまして、資料6でございますけれども、その水質管理専門委員会について案を準備させていただきました。

1番目の設置につきましては、審議会の運営規程、それから、先ほど御決定いただきました運営細則に基づいて水質管理専門委員会を設置するというふうになっております。

それから、水質管理専門委員会につきましては、先ほどの規程によりまして、厚生科学審議会の委員、臨時委員または専門委員の中から指名されることになります。

それから、水質管理専門委員会の検討事項でございますけれども、水道水質管理に係る専門的事項について調査審議を行うということでございます。

それから、当面の検討課題でございますが、今、御説明申し上げました平成14年7月24日付の諮問について調査検討を行う、調査検討の結果については、パブリック・コメント手続を経て、来年度の早い時期を目途に取りまとめ、本部会に報告をするというようなことでございます。

その他として、水質管理専門委員会の運営に必要な事項については、部会長または専門委員会の委員長が定めるというような案をつくらせていただきました。

3ページ、最後でございますけれども、水質管理専門委員会の委員名簿の案をつけてございます。

説明は以上でございます。

○眞柄部会長 ありがとうございました。

大きく分けて諮問の趣旨と内容、それから、進め方であります、最初の諮問の内容につきまして、委員の方々から御質問等がございましたら、是非お出しいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

遠藤委員、何かございますか。

○遠藤委員 「今回見直しを行おうとする事項」のところで、(2)と(3)の関係なんですか、この辺は具体的にはどういうことなんでしょうか。

○岸部水道水質管理官 説明させていただきます。まず、(2)でございますけれども、現在、水質基準につきましては、水道事業者が検査をするということが水道法で定められております。現在46項目が水質基準項目として定められておりますが、国民の安全な水に対する関心を考えれば、今後、この項目については増えることはあっても減ることは多分ないだろうということが想定されます。そうはいっても水質検査というのは非常に事業者に対

して負担がかかるものであり、安全な水の供給を確保しつつ、もう少し水質検査を合理的にできないか、例えば、原水の種類、表流水とか地下水にもよりますでしょうし、原水の汚濁の度合いにもよるでしょうし、あるいはそこの水道事業体が使っている浄水方法にもよるでしょうが、安全な水の供給を確保しつつも、水質検査を省略、あるいは頻度を減らすことができるのではないか、というようなことを具体的に検討してほしいというのが、(2)の規制改革推進計画の求めでございまして、それにどういう形で私どもが応えていくかということが、(2)の問題でございます。

それから、(3)の点は公益法人関係の指摘でございまして、これは20条機関、34条機関とも同じですが、これらの機関を大臣が指定するというのは行政の裁量が非常に大きいのではないかということでございまして、それを登録制度にすることによって行政の裁量の余地を狭めようということでございます。そのために、登録の基準というものを法令で明示して、それで合致している機関であれば登録する制度に改めなさいということでございます。従いまして、現在の指定制度から登録制度への移行に当たり、どのような点を考えたらよいか、ということが(3)の問題でございます。

以上でございます。

○佐野委員 これから専門委員会の方がいろいろ御議論なさるので、1つお願ひがあります。昨日の夕刊の報道でもありましたように、ベルギーのフッ素関係のことなんですが、ベルギーでは虫歯予防のためのフッ素入りガムとか錠剤などの販売を禁止すると。日本では、地域によってはフッ素を添加したいというところもありますね。本当にベルギーが言うように神経系に影響を与えるのか、または骨粗しょう症などの副作用があるのか、はつきり厚生労働省に出していただいて、それによってフッ素の添加の議論をしていただきたいということが1つのお願ひです。

それから、3番なんですけれども、登録制度にすることを決定したとおっしゃったので今更何を言ってもしようがないのかもしれないんですが、国が手を引いてすべて民間に任せ、それは決して悪いことではないと思うんですけども、事後措置を厳しくしていただかないと、一方では規制緩和ばかりやってしまって、何か事件が起こった後は知らないよと言われたのでは、どうしていいのか全くわからなくなってしまいます。ぜひ、厳しい制度にしていただきたいということをお願いしたいと思います。

○眞柄部会長 今のお話は、これから議論することでございますので、趣旨を踏まえて専門委員会で対応をするということにいたしたいと思います。

それでは、続いて、審議の進め方につきまして御意見などがございましたら、どうぞお出しください。専門委員会をつくるということと、来年の6月までにという2点でございますが。いかがでございましょうか。

○川北委員 このWHOのガイドラインの改訂予定は、大体このとおり進むのでしょうか。

○岸部水道水質管理官 これは、眞柄先生の方からお話をいただいた方がよいのではないかでしようか。

○眞柄部会長 それでは、WHOの関係の日本側の窓口を私と国立保健医療科学院の国包部長とさせていただいておりますが、予定では8月中旬にガイドラインの改訂案についてWHOのホームページのウェブ上で載せて、WHOの加盟国や専門家から意見を取りまとめて11月ないし12月には案を練り直して、来年の2月に最終の委員会を開催するというスケジュールで動いております。今日は8月1日でありますが、昨日の段階でもまだ専門家の原稿をつくっている仲間同士でインターネットでメールが頻繁に行き来しておりますので、ほぼ予定どおりにいくのではないだろうかというふうに思っております。日本としても何人かの先生方の御協力をいただいて、ドラフトをつくるのに関与しておりますが、日本側の責任部分もすべて済んでいるわけではありませんが、夏休みに入る前までには間に合わせたいと思っておりますので、予定通りいくようになるだろうと予想しております。

ほかにございましょうか。専門委員会は、置かないと動かないと思っておりますので、専門委員会は設置をさせていただきたいと思いますが、専門委員会のことにつきまして、進め方等について御意見がありましたら、どうぞお出しください。よろしゅうございますか。

先ほど細則がございましたが、雑則のところで運営に必要な事項は部会長または委員長が定めるということでありますので、とりあえず今日専門委員会を設けるということをお認めいただいたことといたしたいと思います。その上で、もし、必要があれば委員の先生方に御相談をして、適宜工夫をしながら機能的に運営をして、来年の夏ごろまでに部会の報告が取りまとめられるよう運営をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

特に、先ほど佐野委員からフッ素と民間関与の在り方について専門委員会に検討してほしいという御要望がございましたが、そのほか何かございましたら、どうぞお出しください。よろしいでしょうか。

○川北委員 ちょっとお伺いしたいんですけども、今回、委員の名簿が出ていますが、

これで決定ということなんですか。

○岸部水道水質管理官 専門委員会の設置につきましてお認めいただきましたら、この委員の先生方にお集まりいただきて議論を進めていただきたいと思っております。

○川北委員 この中に、毎日水道の水質検査等をやっている事業体の委員が、たしか今までの水質基準の改正のときには入っていたと思うんですが、今回は入っていないようなんですが、それは何か理由があるのか、世の中の流れに従ってしまうがないのか、そこら辺をちょっとお願ひしたいんですが。

○谷津水道課長 では、私の方からお答えさせていただきますけれども、今回のメンバー構成でございますが、諮問事項につきまして科学的、技術的な観点から専門的に御審議いただくということで、このリストに上がっている先生方のような水質管理に関する学識経験者を主体に、大学あるいはその研究機関の先生方に専門委員会に入っていただいたらいいのではないかということで、事務局としては案をつくらせていただいたわけでございます。水道の現場で毎日水質検査に携わっている方々の御意見とかいろいろな問題意識というものを、この審議の中に反映させるべきということでございましたら、また、そういう方々の御意見を承るような機会を専門委員会の方で御検討いただければ幸いではないかとうふうに考えております。

○川北委員 そういうことで、大体わかりました。ただ、今の日本の水道事業というのは公営企業でやっている。ということは、公ですから一方では水質基準によって規制を受ける側、計り方だとかそういうことはあるんですけども、自治体にとってみれば、首長さんの下にあって住民に健康を守るという立場でもあるんですね。ですから、そういうような何かの意見を今おっしゃられたように意見を聞く機会なり、それから、オブザーバー等として聞くこともできると思いますけれども、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○谷津水道課長 水質専門委員会の先生方とよく相談をさせていただきたいと思います。

○眞柄部会長 ほかにございませんか。

それでは、議題4ですが、諮問等その内容について御了解をいただいたということにさせていただきたいと思います。

予定では、冬12月ごろに部会を開いて中間報告ということでございますが、専門委員会の先生方には大変な御努力をお願いすることになるかと思いますし、また、今、川北委員がお話しになられましたように、水道事業体で具体的にお仕事をしていらっしゃる技術者、科学者の方にも御意見を伺うなど機会があつたりして、大変な作業になるかと思いま

ですが、是非、部会の先生方にもいろいろな形で御相談をすることがあるかと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、その他でございますが、事務局より何かございましょうか。

○谷津水道課長 事務局からは特段ございません。

○眞柄部会長 それでは、第1回の生活環境水道部会はこれで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。